

新潟市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟市教育委員会

教育長

夏目久義

新潟市教育委員会規則第 3 号

新潟市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

新潟市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。